

## 平成14年度第2回理事会議事録

日 時 平成14年6月11日(火) 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

安西会長、大亀常務理事、日比野常務理事、浅見、泉、大山、岡崎、  
斉藤(斗)、白川、高橋、千葉、野中、野村、蓮見、林、榊岡の各理事

<委任>

土屋副会長、長沼副会長、豊田常務理事、田名部、堤、古村、森、  
緩詰、渡辺の各理事(議長に委任)

理事総数 27 名、うち出席 16 名、委任 9 名、計 25 名で寄附行為第 32 条に基づき  
理事会成立。

### 報告事項

#### 1. 会務関係

##### (1) 理事の辞任について

(岡崎事務局長)

本会寄附行為第 23 条第 2 項第 2 号及び本会役員選任規則第 2 条第 2 項に  
基づく、都道府県体育協会推薦理事、北信越ブロック代表(財)石川県体育協  
会所属の緩詰理事より、去る 5 月 18 日に当該団体の役員改選が行われ、これ  
に伴い本会理事を辞任したい旨の申出があった。

なお、緩詰理事の任期残存期間の後任については、6 月 25 日開催の評議員  
会において選任手続きを行う予定であり、北信越ブロックの申し合せにより引  
き続き石川県からの推薦になる旨を報告。

##### (2) 国民スポーツ推進キャンペーン関係について

(野村キャンペーン実行委員長)

「国民スポーツ推進キャンペーンオフィシャルスポンサー」について

第 2 期 2 年次となる本年度のオフィシャルスポンサーは、(株)アシックス、  
大塚製薬(株)、ミズノ(株)及び三井住友海上火災保険(株)の 4 社であり、同スポン  
サーからの協賛金及び特別協賛事業協賛金等を主財源として、キャンペーン

事業と本会のスポーツ振興事業を実施する旨報告。

「エンジョイ・スポーツセミナー」の実施について

大塚製薬(株)の特別協賛事業として「エンジョイ・スポーツセミナー」を全国10会場にて開催する旨資料に基づき説明。また昨年度の「エンジョイ・スポーツセミナー」概要報告を配布。

(3) スポーツ施設の利用に関するマナー、エチケットについて (安西会長)

世界的ビックイベントであるワールドカップが開催され、人々の関心がスポーツに向けられるこの機会に、組織を挙げて様々なスポーツ環境の整備・充実に取り組むことが肝要と思われる。中でもスポーツ活動を適切に行う上で欠くことのできないスポーツ施設の整備促進に関しては、文部科学省が策定した「スポーツ振興基本計画」においても競技者及び地域住民の身近な活動の場となる地域スポーツクラブ等のグラウンドの芝生化促進について取り上げられており、スポーツ振興くじの助成の対象ともなっている。

またスポーツ振興投票助成審査委員会においても芝生助成に関して、維持管理問題が指摘されており、例えば芝生化を促進してもその後の管理が行き届かなく芝生が枯れる等との意見が出されている。

このような時に本会ならびに加盟団体が連携し、スポーツ施設の利用に際しての、個々のマナー、エチケット等に関する主旨の徹底を図ることも必要であり、とりわけ芝生の維持、管理の問題については、スポーツに関わる一人ひとりがこの問題に積極的に取り組み、協力することが求められている。本会においてもスポーツ少年団の会議、指導者研修会、地域スポーツクラブの育成担当者会議など様々な機会を利用し主旨徹底を図っていきたいが、理事各位におかれども、それぞれの立場においての取組みを願いたい旨依頼。

## 議 案

第1号 平成13年度事業報告・決算について (岡崎事務局長)

平成13年度の事業は当初の事業計画に基づき、国民スポーツ普及・振興に関する事業として国民スポーツ推進キャンペーンをはじめ、各種事業を実施した旨資料に基づき概要を説明。

平成13年度諸会計決算案は、国庫補助事業特別会計、公営競技等補助事業特別会計及び一般会計の3会計で、収入総額38億2千3百19万5千7百76円に対し、支出総額37億9千7百91万8千7百35円となるが、前期繰越収益差額(累積赤字)1千6百70万4千6百29円を差引いた8百57万2千4百12

円が次期繰越収支差額となる。

なお、決算内容については参考資料に基づき、大きく変動のあった項目を中心に説明し、前述の次期収支繰越差額については、この後に、平成14年度第1次補正予算に組み込み諮る予定であること。また川口、小林、橋本監事による監査を行ったことを説明し、事業報告、決算案について諮り、原案どおりこれを承認。また、本件は6月25日開催の評議員会に付議することとした。

## 第2号 国民体育大会委員会規程の変更について (岡崎事務局長)

国民体育大会委員会は、評議員会・理事会という議決・執行機関の下に各種事業の審議・調査研究等を行う2つの諮問委員会のうちの1つとして位置付けられているが、委員会規程の第6章に国体委員会における「専門委員会」として国民体育大会競技運営専門委員会の設置を謳っている。本会寄附行為に定められている生涯スポーツ専門委員会など5つの専門委員会と、この「専門委員会」は混同し易く、紛らわしいものになっている。

よってもう1つの諮問委員会である「総合企画委員会」と同様、「専門委員会」を「部会」と改めるとともに、今後の円滑な運営と活性化に向け諸課題に取り組んでいくためにも、目的に応じた部会の設置ができるよう規定化していきたい旨説明し、国体委員会規程の内、第6章「専門委員会」を「部会」に改め、第9条については「この委員会に、委員会の議決を経て、必要な部会を設けることができる。」と変更することについて諮り、これを承認。

## 第3号 日本スポーツ芸術協会の加盟形態の変更及び寄附行為の一部改定について (岡崎事務局長)

日本スポーツ芸術協会の組織実態は、他の各競技別に統括するスポーツ団体と異なり、各都道府県の支部組織を有する全国的な組織形態をとっていない現状にあることから、同協会より本会が寄附行為を改正し新設した第5条第3号「前2号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって本会に加盟したもの。」を適用する加盟団体としての位置付けの変更依頼があった。

寄附行為第5条第3号の設置にあたっては、21世紀における一層のスポーツ振興を視野に入れ、様々なスポーツ団体と連携し、スポーツ振興事業を総合的、一体的に推進していくことを目的として新設した経緯もあることから、本件については、これらの経緯も踏まえ去る5月28日開催の加盟・栄典部会で協議した結果、日本スポーツ芸術協会の加盟形態を変更することにより、寄附行為に定める加盟団体の範囲・位置付けが更に明確となることから了承を得ている。

これにより寄附行為の一部改定の内容としては、現行第5条第1号から「日本

スポーツ芸術協会」を削除し、日本スポーツ芸術協会の加盟は第5条第3号で読み取ることとなる。又、これに伴い加盟団体規程も改定し、第2条第3項に日本スポーツ芸術協会名を記載することとなる。

なお、寄附行為改定については、文部科学大臣の認可が必要なことから、変更に伴う表現や文言等に一部訂正が生じた場合は会長に一任頂きたい。

以上を説明して諮り、これを承認。

## 質疑応答

### 野中理事

平成13年度事業報告及び決算について事務局の努力は見られる。

国家予算の状況が変化する中で、予算の増減に議論が集約されがちであるが、本会の存在意義を含めて、今後21世紀という新しい時代にどのような事業を推進していくのか、中・長期の計画的な事業を立案する大切な時期だと思われる。

### 安西会長

例えば国体は日本のスポーツの原点であり、現在のニーズにあった大会とすべく改革に取り組んでいるところであり、昨年からスタートしたマスターズ大会や国際交流大会等においても、より多くの国民が参加できる様スポーツ環境の整備に努めなければならない。また、生涯スポーツ、青少年スポーツについても検討する課題は多くあり、これらに対してもひとつひとつ取り組んでいきたい。

### 野中理事

今後日本スポーツ界の発展にあたり、予算等については限られた財源をどのように重点的、効果的に使っていくか、又、人事や組織についても積極的な議論が大切なのではないだろうか。

### 安西会長

各分野において長期的な計画を立て、予算等に関しても今後の課題として検討していけるよう理事各位の協力を得ながら取り進めていきたい。

以上の審議を終え、15時閉会。

なお、次回理事会は7月9日(火)14時から、また平成14年度第1回評議員会を6月25日(火)14時から品川プリンスホテルにて開催し、評議員会終了後、同会場にて第5回秩父宮記念スポーツ医・科学賞表彰式及び祝賀会を開催することを報告。